

看護チームにおける業務・役割分担について

—ガイドラインをもとに、看護チームの体制整備をすすめよう—

日本看護協会常任理事 田母神裕美

について具体的に述べています。

本会では、「准看護師制度の課題解決に向けた取組み」を重点事業の一つとして取り組んでおり、本事記では、ガイドラインの看護師と准看護師との協働について解説します。

看護職が、国民と社会から求められる役割を果たし、安全で質の高い看護を提供するためには、看護チームにおいて、看護師・准看護師・看護補助者がそれぞれの職種に応じた役割と責任を果たし、効率的かつ効率的に業務を遂行すると共に、そのための体制を整備することが重要です。

日本看護協会では、准看護師養成を停止し、看護師養成への一本化の方針は堅持しつつ、加えて、看護チームにおいて、それぞれの職種の業務と役割を十分に理解し連携することは、患者・利用者に最適なケアを提供する上で欠かすことができません。そして、チームを構成する職種の業務の違いを踏まえ、それぞれの役割を互いに尊重していくことの重要性を、看護管理者の皆様が中心となって看護チーム一人ひとりに理解を促し、部署の体制構築を進める必要があると考えます。

施設の看護配置によっては、ガイドラインに基づく役割分担に実施にご協力をいただき、その結果を踏まえ、本会に設置した有識者で構成される特別委員会での検討もいただいだ上でのとりまとめました。

看護職は「看護職の倫理綱領」などを行動指針と共に、保健師・助産師・看護師（3年課程）及び准看護師の新カリキュラムがスタートします（看護師2年課程は2023年度から開始）。これに伴い、本ガイドラインの卷末資料を、新カリキュラムとしたものを、2021年5月に本会ホームページに掲載しました。ガイドラインは、本会ホームページからいつでもダウンロードすることができます。

また、ガイドラインに関するオンライン研修を作成しており、本会ホームページから申し込みができます。ガイドラインの内容を分かりやすく解説していますので、ぜひご活用ください。

看護職が、国民と社会から求められる役割を果たし、安全で質の高い看護を提供するためには、看護チームにおいて、看護師・准看護師・看護補助者がそれぞれの職種に応じた役割と責任を果たし、効率的かつ効率的に業務を遂行すると共に、そのための体制を整備することが重要です。

日本看護協会では、准看護師養成を停止し、看護師養成への一本化の方針は堅持しつつ、加えて、看護チームにおいて、それぞれの職種の業務と役割を十分に理解し連携することは、患者・利用者に最適なケアを提供する上で欠かすことができません。そして、チームを構成する職種の業務の違いを踏まえ、それぞれの役割を互いに尊重していくことの重要性を、看護管理者の皆様が中心となって看護チーム一人ひとりに理解を促し、部署の体制構築を進める必要があると考えます。

施設の看護配置によっては、ガイ

ドラインに基づく役割分担に実施に

ご協力をいただき、その結果を踏まえ、本会に設置した有識者で構成される特別委員会での検討もいたい

た上でのとりまとめました。

看護職は「看護職の倫理綱領」などを行動指針と共に、保健師・助産師・看護師（3年

課程）及び准看護師の新カリキュラムがスタートしま

す（看護師2年課程は2023年度から開始）。これに伴い、

本ガイドラインの卷末資料を、新カリキュラムとした

ものを、2021年5月に本会ホームページに掲載しま

した。ガイドラインは、本会ホームページからいつ

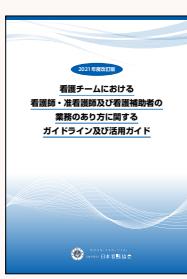
でもダウンロードすることができます。

また、ガイドラインに関するオンライン研修を作成してお

り、本会ホームページから申し込みがで

きます。ガイドラインの内容を分かりやすく解説して

いますので、ぜひご活用ください。



インターネット配信研修【オンライン】のご案内

○申込期間：～2022年1月14日13時 ○配信期間：～2022年2月10日13時
○料金：（個人向け）日本看護協会会員：2,090円（税込）、非会員：3,190円（税込）

（施設向け）1アカウント 会員：2,090円（税込） 非会員：3,190円（税込）

10アカウント 会員：10,450円（税込） 非会員：15,950円（税込）

施設向けで研修修了証を発行する場合：2,090円／1名

○申し込み方法：公式ホームページ▶生涯学習支援▶研修▶インターネット配信研修【オンライン】よりご確認ください

No.	研修名	対象
109	看護チームにおける業務のあり方 （基礎編：看護師の責務 90分）	看護管理者、看護職
142	看護チームにおける業務のあり方 （マネジメント編 90分）	看護管理者（研修番号109を受講していることが望ましい）

看護チームにおける業務のあり方

看護師と准看護師のより良い協働のために

患者に安全な看護を提供し、看護師や准看護師自身を守るためにも、法令に基づき、資格の違いを踏まえた役割分担が必要です。日本看護協会では、看護チームにおける看護師と准看護師の業務の基本的な考え方と体制整備について目指す姿を示すため2019年「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方にに関するガイドライン」を策定しました。ここでは、看護師と准看護師の業務や役割分担の考え方を解説します。

看護チームにおける看護師・准看護師の業務のあり方に関する基本的な考え方

看護チームにおける各職種の役割と責任の違い及び看護管理者的責任

各職種の役割と責任の違いをすべてのメンバーが理解し、各々の責任を果たす

ガイドラインでは、保健師助産師看護師法（以下、保育看護法）を含めた法令等で定める看護師と准看護師の業の違い（図2）等を踏まえて看護師と准看護師の役割と責任を以下のように整理しています。【図1】

図1 看護師と准看護師の役割と責任

※ガイドラインP.15.16の内容から作図

役割	看護師	准看護師
・対象者の系統的な情報収集と総合的なアセスメントを行い、変化も予測しながら看護課題の優先順位を的確に判断・意思決定支援	・指示のもと、対象者の状態や変化を観察し、記録・報告	・他職種と協調しながら、安全に看護を提供
・科学的根拠にもとづき計画を立て看護を提供・各職種の役割を理解し、他職種との連携・協働	・指示のもとに安全に業務を実施する責任	

図2 看護師と准看護師の資格と業・教育の違い

※ガイドラインP.15.16の内容から作図

免許	看護師	准看護師
厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許	
「傷病者若しくはじょく婦に医師・歯科医師又は看護師の指示を受けて、前項に規定すること（傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする）（保育看護法第5条）	「医師・歯科医師又は看護師の指示を受けて業を実施し、なければならぬ	
基準年齢	高校卒業	中学校卒業
入学要件	3年以上	2年以上
教育	1890時間以上	

【解説】看護師と准看護師は異なる資格です。保育看護法ではそれぞれの資格について「業」が定められており、各資格に求められる「業務」「役割」「責任」は異なります。また、それぞれの業に対応できるよう、国が基礎教育における教育目標や内容、単位数や時間数を定めており、これらは資格によって異なります。

ガイドライン活用事例の紹介

医療法人社団 順仁堂遊佐病院

副院長／看護部長 信夫松子さん



背景・課題

順仁堂遊佐病院（昭和29年開設）は、人口約13万人の町唯一の病院で、急性期から回復期、そして慢性期医療、在宅医療まで幅広い役割を担っている。

2001年療養病棟の開設に伴い、職務規定に、初めて看護師と准看護師

【施設概要】
所在地：山形県飽海郡遊佐町
許可病床数：84床
病床稼働率：95%

療養病棟入院基本料Ⅰ（20：1）
看護師数：29名
(常勤21名、非常勤8名)

准看護師数：21名
(常勤17名、非常勤4名)

看護提供体制の整備に向けた取組み

2013年、看護職確保対策としてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。また、信夫看護部長が認定看護管理者教育課程を受講する中で、看護師や准看護師の役割や業務の見直しが



急務であると感じ、職務規定・業務基準などの改訂を行った。

次第に仕事と家庭の両立ができる病院として認知され、経験豊かな看護師の応募が増えていった。看護師の充足と共に、教育専従の看護師長や夜間の統括責任看護師を配置するなど、看護提供体制の整備を進めた。

ガイドラインを活用した取り組み

ガイドライン活用の成果と今後の展望

ガイドラインを基に役割分担を進め

たことで、准看護師から「看護計画を立てる学習をしていないため苦手だっ

図3

「療養上の世話」に関する准看護師への指示は、看護師が行うことが望ましい
療養上の世話には、看護の専門性が不可欠

ポイント！

法律上は「医師・歯科医師又は看護師の指示」だが、看護師が対象者の状態をアセスメントし、最適な方法についての判断を行った上で、准看護師に指示を出すことが望ましい

看護師からの指示に「看護計画」が活用できる

看護師等から准看護師に対する指示のあり方に関する法的な規定はありません。看護計画には「療養上の世話」に関する計画が含まれているため、准看護師の指示には看護計画が活用できると考えられます。状態変化などで、計画になかった看護提供をする場合は、准看護師は新たな指示を受ける必要があります。

看護師は准看護師に対して適切に療養上の世話の指示を出す責任を負う

看護師は対象者の状態を総合的にアセスメントした上で、その人にとってどのような療養上の世話が必要か的確な判断を行い、対象者に応じた方法を選択できる能力が求められます。療養上の世話の指示にあたっては、看護師のアセスメントや判断の妥当性についての責任が問われます。

看護師と准看護師の役割の違いを踏まえ、業務を区分する

ガイドラインでは、看護師と准看護師の役割の違い（図1）を参考にして看護師と准看護師の業務区分を示しています。【図4】

図4

療養上の世話の指示を出す立場にある看護師が担うべき業務

ガイドラインでは、以下のように業務を区別しています。

看護計画の立案・評価

対象者のアセスメントやそれに基づき、必要な看護の内容や対象者に応じた方法を判断する

訪問看護のオンコール対応

利用者の状態の変化に応じて必要な対応を判断し、看護計画を変更することが求められる場合は看護師が担う

看護管理

准看護師に適切に指示が出され、対象者の状態に応じた最良の看護が安全に提供されているかを管理・監督する責任あるため、看護師が担う

看護師と准看護師が協働する上で必要な体制整備

看護師と准看護師の資格名称の明示と役割・責任の明文化

各施設で准看護師が看護師からの指示を受けられる体制を整備することが必要です。特に、看護師の配置が少ない施設や部署は、准看護師が看護師や医師からの指示を受けられるよう、対象者の状態像も踏まえた看護職の配置や勤務体制を検討し、体制を整えることが求められます。

また、看護師と准看護師が資格と役割に応じた職責を果たせるよう、各職種の役割や責任を職務規定などに明文化し、組織全体で共有する取り組みも重要です。

看護師・准看護師への教育・研修の実施

安全で質の高い看護を提供するには、看護師と准看護師がお互いの資格と業の違いを理解し、役割や責任を踏まえて協働することが重要です。このため、保育看護法などの法令などをはじめ、自施設の規定を十分理解できるよう教育を行うとともに、看護管理者は、なぜ取り組みを行なう必要があるかを丁寧に説明することが求められます。

「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン」を使って良かったこと

副看護部長兼2病棟